

助 成 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人前田記念工学振興財団（以下、「この法人」という。）が、定款第4条第1項第1号及び第3号に規定する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究助成)

第2条 定款第4条第1項第1号に規定する学術研究に対する研究助成は、土木、建築、i-construction、及び地域工学分野における独創的な研究を行う研究者又は研究グループ（以下、「研究者」という。）を対象として行う。詳細については、募集要項にて規定する。

(国際会議助成)

第3条 定款第4条第1項第3号に規定する国際会議に対する助成は、我が国で開催される学術的な国際会議の開催に要する経費の援助として、同国際会議の主催を計画する研究者を対象として行う。詳細については、募集要項にて規定する。

(申請)

第4条 助成事業は、事業年度ごとの事業計画に基づき、この法人のホームページ等を通じて公募する。

- 2 助成金の交付を希望する研究者は、募集要項に記した所定の申請書及び必要書類を申込期日までに、この法人の事務局に提出するものとする。
- 3 事務局が必要であると認めるときは、申請者に対して追加の書類等の提出、または研究者を訪問して追加の説明を求めることができる。

(選考及び決定)

第5条 助成の対象となる研究者及び交付する助成金額は、選考委員会にて制定した審査基準に基づき、選考委員会で選考し、理事会で助成対象者を決定する。

- 2 選考委員会については、別に定める選考委員会規程に基づく。

(選考結果の通知)

第6条 理事会決定後は、速やかに審査結果を当該助成申請者に書面または電磁的な方法（例：電子メール等）にて通知する。

(交付手続き)

第7条 第5条に基づき決定した助成金は、交付手続きが完了後速やかに、原則、助成対象研究者の所属する組織名義の金融機関口座に送金して行うものとする。なお、振込手数料はこの法人の負担とする。

(助成金の返還)

第8条 助成対象研究者が次の各号の一に該当すると認められる場合には、次条に定める変更承認があった場合を除き、この法人は支給した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 申請書に記載された研究を実施しなかったとき。
- (2) 助成金を研究目的に沿わない用途において使用したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) 災難など予見不可能な事象のために研究を継続する見込みがなくなったとき。
- (5) 助成対象研究者として適当でない事実があったとき。
- (6) 必要な書類の提出など手続きを行わなかったとき。
- (7) 前各号の他、理事会が適当でない判断したとき。

(変更手続き)

第9条 助成金の交付を受けた研究者が、助成対象となった研究を大幅に変更することとなった場合には、当該研究者より別に定める変更申請書を提出させ、理事会の承諾を得ることとする。また理事長は、必要に応じて選考委員会にも当該変更申請書について意見を聞くことができる。

2 なお、申請書に記載の研究目的及び計画に大幅な変更がなく、かつ研究者の所属する組織の研究倫理及び会計規則等にて妥当と判断された助成金の用途の変更については、第10条にて規定する報告書にて記載することとし、前項の承諾は不要とする。

(完了報告)

第10条 助成金の交付を受けた研究者は、助成対象期間が終了したときには、遅滞なく研究報告及び会計報告をこの法人に提出するものとする。

(権利義務の帰属)

第11条 助成金の交付対象となった研究（購入又は調達した物品も含む）に関わる権利義務は、当該研究を実施した研究者又は研究者が所属する組織に帰属するものとする。

2 前条の帰属に係わる意思決定には、この法人は関与しない。

(成果の公開)

第12条 助成金の対象となった研究については、助成を行った研究者名及びその研

究報告（第10条）を原則、当会のホームページ等にて公開する。

- 2 助成金の交付を受けた研究者が、当該助成金によって行った活動の成果を外部に発表する場合は、公開又は非公開にかかわらず、この法人の助成金を受けて実施した旨を明記することとし、その旨、この法人事務局に連絡をすることを推奨する。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

（附則）

- 1 この助成規程は、平成22年6月11日から施行する。
- 2 本規程に定めなき事項ならびに本規程運営上疑問を生じた場合には、理事の過半数以上の意見を聴取して、理事長はこれを運営する。

（附則：令和5年度第2回定時理事会議決）

- 1 この助成規程は、令和6年3月12日から施行するが、令和6年8月より公募する令和7年度事業以降の助成対象者に対して適用する。